

(別紙)

主任介護支援専門員更新研修受講に係る法定外研修の取扱いについて

(目的)

第1条 長野県介護支援専門員資質向上事業実施要綱第4条第6項イ②及びウに規定される法定外研修について、所要の取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 法定外研修は、主任介護支援専門員更新研修受講にふさわしいものとし、次に掲げるものであって、次条以降に定める事項を満たすものをいう。

- (1) 長野県、県内保険者、県内地域包括支援センター、一般社団法人長野県介護支援専門員協会、一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人日本ケアマネジメント学会又は長野県介護支援専門員研修指定研修実施機関（以下「法定外研修実施機関」という。）が主催するもの
- (2) 上記以外の職能団体等が主催であって、かつ長野県介護支援専門員研修事業に係る指定研修実施機関が認めるもの
- (3) 長野県介護支援専門員資質向上事業実施要綱第5条第2項イの規定による「実習Ⅱ」における実習指導者が行う実習指導

(対象期間)

第3条 法定外研修の対象期間は、前年度4月1日以降開講し、当該年度主任介護支援専門員更新研修の受講申込締切日までに受講終了又は修了したものとする。

(算定基準及び研修時間)

第4条 研修時間は1回につき90分以上のものとする。なお、研修時間に休憩は含まれない。

ただし、第2(3)に規定する「実習Ⅱ」を指導した者は、前年度の実習指導に限り、実習指導の回数にかかわらず、当該年度の法定外研修を1回受講したものとみなす。

(オンライン形式による開催)

第5条 研修については、対面形式のほか、インターネット環境等を用いたオンライン形式により開催される研修も可能とする。ただし、オンライン形式による場合は、受講者に対して修了課題を課すなど、主催者において受講者の研修受講を確認できるものに限る。

(受講証明書)

第6条 第2条第1号及び第2号に該当する主催者は、当該法定外研修を全て履修した受講者に対し、受講証明書（参考様式）の発行に努めるものとする。但し、次の各号に掲げる事項が記載された受講証明書等も有効とする。

- (1) 受講者氏名
- (2) 受講年月日、時間
- (3) 実施団体の住所、法人名、法人代表者名及び法人（公）印
- (4) 研修名
- (5) 研修会場名

2 前項の規定にかかわらず、上記第2条第1号及び第2号に該当する主催者が所定書式を定め、発行する受講証明については、当該研修内容が確認できる書類を添付のうえ有効とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、法定外研修の取扱いに関し必要な事項は、指定研修実施機関において別に定める。

附 則

(施行期日)

この取扱いについては、平成28年4月1日から施行する。

この取扱いについては、平成29年4月1日から施行する。

この取扱いについては、令和4年4月1日から施行する。

この取扱いについては、令和4年12月15日から施行する。